

## 道路占用料の改定について

### 1 概要

道路占用料については、3年に1度行われている固定資産税評価の評価替えに合わせ、その翌年に占用料の改定を行っている。この度、平成30年の評価替えを踏まえ、平成31年4月に占用料の改定を行うものである。

### 2 文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例新旧対照表

別表(第二条関係)道路占用料金表

\_\_\_\_は改正部分を示す。

占 用 物 件		単 位	占 用 料	
			新	旧
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第一種電柱 [3条以下の電線]	1本につき 1年	<u>9,570円</u>	<u>8,100円</u>
	第二種電柱 [4・5条の電線]		<u>14,600円</u>	<u>12,300円</u>
	第三種電柱 [6条以上の電線]		<u>19,800円</u>	<u>16,600円</u>
	第一種電話柱 [3条以下の電線]		<u>6,440円</u>	<u>5,370円</u>
	第二種電話柱 [4・5条の電線]		<u>10,400円</u>	<u>8,680円</u>
	第三種電話柱 [6条以上の電線]		<u>14,200円</u>	<u>11,900円</u>
	その他の柱類 [支線柱]		<u>850円</u>	<u>720円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき 1年	<u>85円</u>	<u>72円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>51円</u>	<u>43円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>8,370円</u>	<u>7,080円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき 1年	<u>5,120円</u>	<u>4,330円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき 1年	<u>17,000円</u>	<u>14,400円</u>
	広告塔	表示面積1㎡につき 1年	<u>61,900円</u>	<u>54,600円</u>
	その他のもの	占用面積1㎡につき 1年	<u>16,200円</u>	<u>13,500円</u>
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件  [地下管路]	外径が0.04m未満のもの	長さ1mにつき 1年	<u>190円</u>	<u>160円</u>
	外径が0.04m以上0.07m未満のもの		<u>350円</u>	<u>300円</u>
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		<u>510円</u>	<u>430円</u>
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		<u>760円</u>	<u>640円</u>
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		<u>1,020円</u>	<u>860円</u>
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		<u>1,530円</u>	<u>1,290円</u>
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		<u>2,050円</u>	<u>1,720円</u>
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		<u>3,580円</u>	<u>3,030円</u>
	外径が0.7m以上1m未満のもの		<u>5,120円</u>	<u>4,330円</u>
	外径が1m以上のもの		<u>10,200円</u>	<u>8,670円</u>

占 用 物 件			単 位	占 用 料	
				新	旧
法32条第1項第3号に掲げる施設			占有面積1㎡につき 1年	12,400円	10,400円
法32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1㎡につき 1年	16,200円	13,500円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1㎡につき 1年	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路		30,900円	27,300円	
地下に設ける通路		18,500円	16,300円		
その他のもの		18,300円	15,300円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的 [祭礼等の露店] に設けるもの		占有面積1㎡につき 1日	610円	510円
	商品置場その他これに類するもの		占有面積1㎡につき 1年	61,900円	54,600円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1㎡につき 1年	61,900円	54,600円
	標識		1本につき 1年	13,600円	11,500円
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡又は1本につき 1日	610円	510円
		その他のもの	占有面積1㎡又は1本につき 1年	61,900円	54,600円
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき 1年	619,500円	546,300円
その他のもの			309,700円	273,100円	
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1㎡につき 1年	17,000円	15,000円
令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1㎡につき 1年	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	板囲、足場その他の工事用施設及び令第7条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1㎡につき 1年	25,200円	21,000円
	危険防止施設			7,600円	6,340円
	詰所			58,600円	48,900円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1㎡につき 1年	16,200円	13,500円
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき 1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
	地下に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額		
その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1㎡につき 1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	

占 用 物 件			単 位	占 用 料	
				新	旧
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	建築物	階数が1のもの	占有面積1㎡につき	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額		Aに0.024を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具	原動機付自転車、二輪自動車又は自転車の車止め装置その他の駐車用設備		占有面積1㎡につき	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額		Aに0.024を乗じて得た額	

Aは近傍類似の土地の時価を表す。